

1 推進体制と職員研修**〔1〕 推進体制**

本市においては、人権に関する諸施策の総合的な推進を目的とした「人権文化推進会議[※]」や、各局・区等において人権行政を推進する任務を持った「人権行政推進主任[※]」を設置し、人権の視点から市政を推進する体制を構築してきた。

本計画に基づく人権施策については、全庁的な組織としての人権文化推進会議を中心に、関係部局間で緊密な連携をとりながら、総合的、効果的な推進を図っていく。

また、各局・区等において企画、実施する事業をより効果的に推進するため、人権の視点から庁内の調整を行う部局の機能の強化を図る。

具体的な取組項目

- ◆人権文化推進会議の機能強化
- ◆人権の視点から庁内の調整を行う機能の強化

〔2〕 職員研修

行動計画においては、職員研修について、具体的な取組項目に掲げるとともに、職員研修所における研修をはじめ、業務に即した研修、各職場における取組、研修教材や資料の充実を図ってきた。

本市が人権施策を推進するに当たっては、職員一人一人が人権の尊重を基礎として行動することが厳しく求められることから、不断に職員の研修に努める。

職員の研修に当たっては、それぞれの業務に対応した研修をはじめ、参加・体験型の研修など、より研修効果が高まるような工夫を行うとともに、それぞれの研修の効果についても把握し、より効果的な研修方法について研究する。

具体的な取組項目

- ◆アンケート等職員研修に関する効果の把握
- ◆より効果的な研修プログラムの研究、開発や柔軟な研修の実施

2 関係機関、関係団体等との連携

人権尊重のまちづくりは、国、京都府などの行政機関をはじめ、企業、NPOなど様々な主体により推進されている。本市全体として人権施策を効果的、効率的に推進するためには、様々な主体の役割や責任を明確にしつつ、互いに連携することが効果的である。

既に京都府内を行政区域とする国の行政機関、京都府及び京都市で構成する「京都

人権啓発行政連絡協議会」や、京都府、京都市、人権擁護委員、商工会議所等からなる「京都人権啓発推進会議」などを組織し、連携を図っているが、今後も、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携、協力を行う。

3 進行管理と評価

〔1〕 進行管理

この計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画書を作成し、施策の実施状況の点検を行う。

また、先進的な事業をはじめ、本市の人権に係る取組を市民に分かりやすく発信する仕組みづくりにも努め、人権施策の進ちょく状況が市民に確実に伝わるような工夫を行う。

具体的な取組項目

◆人権施策の進ちょく状況を示す「京都市人権レポート（仮称）」の作成

〔2〕 評 価

人権施策を総合的、戦略的に推進するためには、取組の実績だけではなく、どのような成果があったかという視点での評価が不可欠である。人権に関する評価は難しい面が多いが、より効果的な人権施策の推進に資するよう、客観性を担保しつつ、できる限り分かりやすく評価を行う。

基本的には、近年本市が構築した行政評価制度（政策評価制度及び事務事業評価制度）の充実を図る中で、人権施策に関する評価の精度を高めていくとともに、必要に応じて人権施策に関する調査を行うなど、よりの確な評価につながる情報の収集等にも努める。

更に、より一層の客観性の向上を図るため、外部の視点で施策の点検等を行う仕組みづくりについても検討する。

具体的な取組項目

◆外部の視点で施策を点検する「京都市人権文化推進懇話会（仮称）」の設置